

徳島県地方警察職員定員条例及び徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月二十一日

徳島県知事 飯泉嘉門

## 徳島県条例第二十九号

徳島県地方警察職員定員条例及び徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(徳島県地方警察職員定員条例の一部改正)

**第一条** 徳島県地方警察職員定員条例(昭和二十九年徳島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「常時勤務する者(臨時の職員を除く。)」を「常時勤務することを要する者」に改める。

(徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正)

**第二条** 徳島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 この条例において「一般職員」とは、前項の警察官以外の全ての警察職員をいい、「臨時的任用職員」とは、一般職員のうち地方公務員法第二十二條の

三第一項の規定により臨時的に任用された警察職員をいう。

第四条第二項中「第二十三條及び第二十三條の二に規定する警察職員以外の」を削る。

第五条第十一項中「再任用警察職員」を「地方公務員法第二十八條の四第一項又は第二十八條の五第一項の規定により採用された警察職員(以下「再任用警察職員」という。))」に改め、同条に次の一項を加える。

12 第五項から第十項までの規定は、臨時的任用職員には適用しない。

第二十一条第一項中「(常勤を要しない警察職員(再任用短時間勤務警察職員を除く。以下同じ。))及び臨時職員の給与額については、別に定めるものとする

る。」を削る。

第二十三条を次のように改める。

**第二十三条 削除**

第二十三条の二を削る。

別表第二の備考ただし書を削る。

**附則**

この条例は、令和二年四月一日から施行する。